

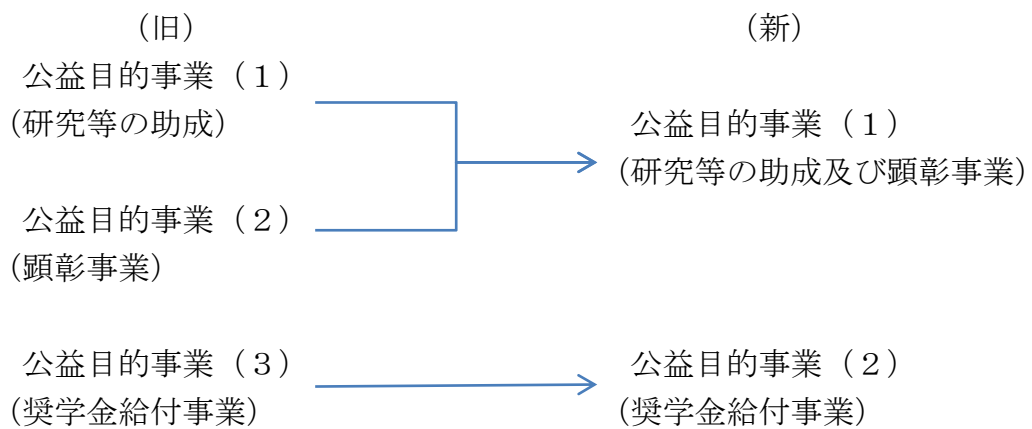
【お知らせ】

当財団は、公益目的事業の再編と新規事業の追加による助成対象の拡大について、内閣府へ変更認定を申請しておりましたところ、平成 28 年 11 月 7 日付で認定書を交付いただきました。

これに伴い、新しい定款を当ホームページに掲載しましたので、ご高覧ください。

今回認定いただいた変更事項は、以下の 2 点です。

1. 公益目的事業の再編



2. 新規事業の追加による助成対象の拡大

新公益目的事業 (1) への「都市に対する提言・研究を行う製作者等
(主に、アーティストを想定) への助成」の追加

平成 28 年 12 月吉日